

(目次)

議題 1 市連会報告 (7件)

頁

- | | | |
|--|-------------|----|
| (1) 【協力依頼】 令和6年度 会費・募金等のご依頼について | (中区社会福祉協議会) | 1頁 |
| (2) 【情報提供】 消防出張所の機構改革について | (消防局) | 2頁 |
| (3) 【情報提供】 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について | (環境創造局) | 3頁 |
| (4) 【情報提供】 令和6年度横浜市LED防犯灯事業について | (市民局) | 4頁 |
| (5) 【情報提供】 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ | (市民局) | 5頁 |
| (6) 【協力依頼】 自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケートについて | (市民局) | 6頁 |
| (7) 【情報提供】 「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について | (市民局) | 7頁 |

議題 2 区連絡事項 (5件)

- | | | |
|--|---------|-----|
| (8) 【情報提供】 中区保健活動推進員会会報について | (福祉保健課) | 8頁 |
| (9) 【情報提供】 中区の花「チューリップ」の写真募集について | (区政推進課) | 9頁 |
| (10) 【事業説明】 「なかく街の先生ガイド」の活用について | (地域振興課) | 10頁 |
| (11) 【掲出依頼】 特殊詐欺・交通事故注意喚起チラシの掲出について | (地域振興課) | 11頁 |
| (12) 【情報提供】 自治会町内会向け ICT 活用冊子「自治会町内会活動のお手伝い! とらの巻(後編)」発行について | (地域振興課) | 12頁 |

議題 1 市連会報告

(1) 令和6年度 会費・募金等のご依頼について

協力依頼

令和6年度に各自治会町内会宛にご依頼させていただく中区社会福祉協議会会費および中区社会福祉協議会が事務局を担う各団体の募金等についての年間スケジュールをご案内いたします。

各会費・募金等のご依頼時期については、以下の通り予定しております。詳細は、それぞれ別途ご案内いたしますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【会費・募金等の募集時期（予定）】

	内 容	募集時期	区連会での依頼月
1	日本赤十字社会費	5月～6月	4月
2	中区安全安心推進協会賛助金	5月～6月	4月
3	中区社会福祉協議会会費	7月～9月	7月
4	赤い羽根共同募金	10月～12月	9月

【送付物】

- ◇ 依頼文
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

中区社会福祉協議会 Tel 6 8 1 - 6 6 6 4

(2) 消防出張所の機構改革について

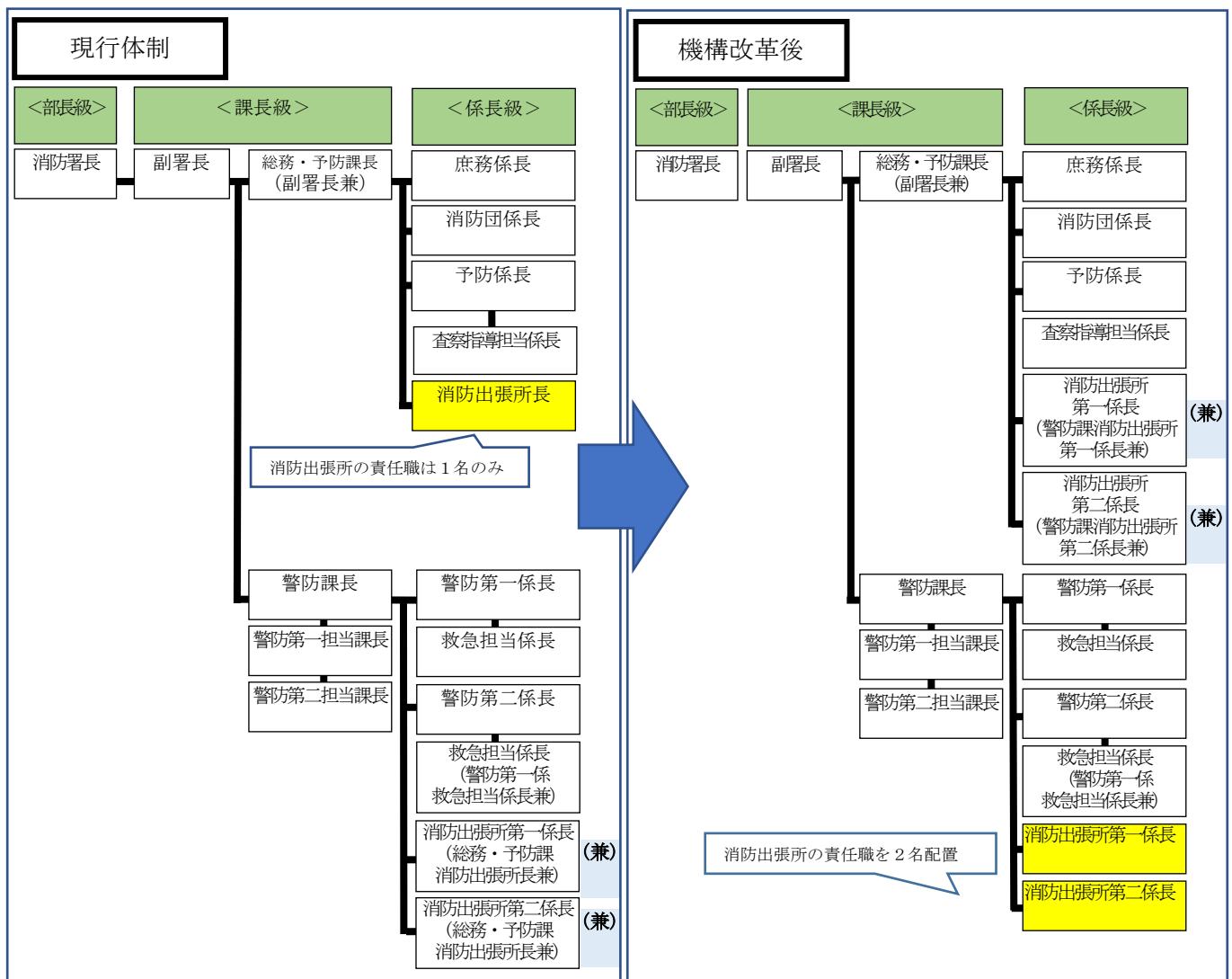
情報提供

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後4か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。



【問合せ先】

中消防署 総務・予防課 TEL 251-0119

(3) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について

情報提供

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成21年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年12月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたので報告します。

【5か年の目標】

- ◇ 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展など
- ◇ 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上など
- ◇ 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加など

【計画を進めるための財源について】

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009（平成21）年度から、市民の皆様にご負担いただきました。引き続き2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

【送付物】

- ◇ 説明文、横浜みどりアップ計画 [2024-2028]（概要版）
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

- ◇ 計画全体に関すること
環境創造局 政策課 TEL 6 7 1 - 4 2 1 4
- ◇ 計画の各事業に関すること
環境創造局 みどりアップ推進課 TEL 6 7 1 - 2 7 1 2

(4) 令和6年度横浜市LED防犯灯事業について

情報提供

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。
引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。

また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

【LED防犯灯見守りへの御協力について】

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様をお願いしています。自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

- ◇ LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先
中区地域振興課 電話045-224-8132
市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

【新規設置の御申請について】

- ◇ 申請にあたっての留意事項
 - ①申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
 - ②複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい。(優先順位の高い申請から審査します)
- ◇ 申請書類：①中区地域振興課窓口でお渡し
②中区地域振興課へ御連絡いただければ、必要部数を送付します。(TEL 224-8132)
- ◇ 提出先：中区地域振興課
- ◇ 提出期限：令和6年5月31日(金)

【送付物】

- ◇ 依頼文
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

- 市民局 地域防犯支援課 TEL 671-3709
- 中区役所 地域振興課 TEL 224-8132

(5) 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ

情報提供

地域が取り組む防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、実施いたします。

【概要】

- ◇ 補助対象
 - ・地域における犯罪防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです
 - ・防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。
- ◇ 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会
- ◇ 補助対象経費：防犯カメラ等の機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
 - ※電気料金、修繕費、点検などの維持管理費や更新に係る経費は補助対象外
- ◇ 補助内容：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円
- ◇ 提出期限：令和6年7月31日(水)必着
- ◇ 「申請の手引」及び「申請書」配付場所
中区地域振興課または、市民局ホームページ
[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索
- ◇ 提出方法：中区地域振興課窓口及び横浜市電子申請・届出システム



【民間事業者による防犯カメラ設置の取組】

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。また、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。



【送付物】

- ◇ 説明文
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

市民局 地域防犯支援課 TEL 6 7 1 - 3 7 0 5
中区役所 地域振興課 TEL 2 2 4 - 8 1 3 2

(6) 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて

協力依頼

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

【概要】

- ◇ アンケートの内容：全6問、所要時間3分程度
 - ①自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
 - ②自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）
- ◇ 実施時期：令和6年3月12日（火）～6月28日（金）
- ◇ 回答方法：①横浜市電子申請・届出システム
 - ②メール：sh-jichikai@city.yokohama.jp
回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードのうえ、お送りください。
- ③中区役所地域振興課への提出：窓口への持参・メール等
メール：na-jichikai@city.yokohama.jp
※中区では、4月中旬に現況届の提出依頼と併せて、送付します。

【送付物】

- ◇ 依頼文、アンケート回答用紙
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ



【問合せ先】

市民局 地域活動支援課 TEL 6 7 1 - 2 3 1 7
中区役所 地域振興課 TEL 2 2 4 - 8 1 3 1

(7) 「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及び
リーフレットの配布について

情報提供

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるよう、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。

令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

【補償内容】（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

【リーフレット配布先】

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ等（※本市ホームページにも掲載します。）

【送付物】

- ◇ 依頼文、リーフレット
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 TEL 6 7 1 - 3 6 2 4
中区役所 総務課 TEL 2 2 4 - 8 1 1 2

議題 2 区連絡事項

(8) 中区保健活動推進員会会報について

情報提供

保健活動推進員の令和5年度区会報が出来ましたので、御紹介させていただきます。

【送付物】

- ◇ 中区保健活動推進員会会報
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

中区役所 福祉保健課 TEL 2 2 4 - 8 3 3 2



(9) 中区の花「チューリップ」の写真募集について

情報提供

中区の花「チューリップ」が溢れるまちを目指し、区への愛着を育み、地域の活性化・元気づくりに繋げるため、今年の春に咲いたチューリップの花の写真を集めます。ご応募いただいた写真は区の広報等で活用いたします。

【依頼事項】

- ◇ 多くの方にチューリップへの愛着を持っていただきたいため、写真募集についての積極的な周知をお願いいたします。

【概要】

- ◇ 応募方法：横浜市電子申請・届出サービス
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4aa78433-249f-4abe-957d-1c0d0e8d2391/start>

- ◇ 申込期間：令和6年3月1日(金)～5月7日(火)
- ◇ 賞品：抽選で賞品をプレゼントします。



【問合せ先】

中区役所 区政推進課 TEL 2 2 4 - 8 1 2 7

(10)「なかく街の先生ガイド」の活用について

事業説明

このたび、ボランティア人材バンク「なかく街の先生」の情報を掲載した「なかく街の先生ガイド」を発行しました。

当冊子では地域のお祭りやイベント時などに連携・協力できる街の先生を数多く掲載していますので、ぜひお役立てください。

なお、令和6年4月以降の地区連合定例会へお伺いして、なかく街の先生ガイドについてご説明したいと考えています。日程の調整等は個別にご相談させていただきます。

【依頼事項】

- ◇ なかく街の先生ガイド
冊子を各自治会町内会館等に置いていただき、ご活用ください。
- ◇ 自治会町内会館掲示用チラシ
本ガイドを広く知っていただきたいため、可能な限り自治会町内会館等に掲出をお願いします。

【送付物】

- ◇ 依頼文、「なかく街の先生」ガイド、自治会町内会館掲示用チラシ
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

中区役所 地域振興課 TEL 2 2 4 - 8 1 3 7



(11) 特殊詐欺・交通事故注意喚起チラシの掲出について

掲出依頼

特殊詐欺・交通事故等の防止を目的として、令和5年の発生状況、注意事項などを掲載したチラシを作成しました。

つきましては、掲示板へのチラシ掲出を依頼します。

【依頼事項】

- ◇ 掲出期間：チラシ到着から令和6年6月30日(日)まで
- ◇ 掲出方法：A4版チラシ 両面
 - ※ チラシは掲示板数の2倍の枚数をお送りいたしますので、可能な範囲で表面と裏面両方の掲出をお願いいたします。
 - ※ スペースの都合上、両面の掲出が難しい場合は、表面（特殊詐欺等の防止）の掲出をお願いいたします。

【中区安全・安心メールについて】

中区役所では、区内4警察署と連携し、各警察署から提供される犯罪情報（自転車盗、置き引き、車上狙い等）をEメールで週に1回程度配信しております。ぜひご登録ください。



【送付物】

- ◇ 依頼文、特殊詐欺・交通安全注意喚起チラシ
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の掲示板数×2

【問合せ先】

中区役所 地域振興課 Tel 2 2 4 - 8 1 3 2

(12) 自治会町内会向け ICT 活用冊子

「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」発行について

情報提供

2月のご案内に続きまして、「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」を発行いたします。今回お配りする「ホームページ編」では、情報発信や資料の共有方法として、自治会町内会でホームページを持つメリットについてご紹介しています。

つきましては、定例会等での情報共有をよろしく申し上げます。

【依頼内容】

- ◇ 「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（後編）」を各単位会長に各1部配布いたしますので、定例会等での情報共有をお願いします。冊子の追加配布のご希望がありましたらご連絡ください。
- ◇ 自治会町内会活動で、パソコンやスマホを活用したいというご要望がありましたら、地域振興課地域力推進担当までご相談ください。

【送付物】

- ◇ 依頼文、「とらの巻 後編」
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

中区役所 地域振興課 Tel 2 2 4 - 8 1 3 6



自治会町内会館に、

LED 照明やエアコン等の省エネ設備を導入しませんか？



3月1日から

補助金申請 受付スタート

手続きが分からない 対象製品が分からない など
お気軽にお問い合わせください。

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）
045-451-7740



詳細は
「募集案内」を
ご参照ください。

[自治会町内会館脱炭素化推進事業]
事業実施主体：市民局地域活動推進課

中区連会ホームページの各地区連合町内会ページ
への掲載内容を随時募集しています！

各自治会町内会の活動について、
文章や写真をご提供ください！

送付先：na-kurenkai@city.yokohama.jp
問合せ先：224-8131（中区連会事務局）



中区連会

検索

